

物資選定会への見本提出及び物資審査に関する取扱要綱

1 物資選定会の役割

一般財団法人広島市学校給食会が学校給食用物資を購入するにあたり、入札に参加する業者が納品を予定している物資が学校給食用物資として適当であるかを判断するため、特に物資の品質・規格等を確認する必要があると認められる物資を抽出して物資選定会において審査を行い、もって学校給食用物資の入札業務の適切かつ円滑な実施に資する。

2 見本提出を要する物資の抽出基準

- (1) 品質・量目を確認する必要がある物資
- (2) 内容物・カット・サイズ等を確認する必要がある物資
- (3) 物資選定会で品質等について過去（1年間程度）に問題があった物資
- (4) 学校等給食現場で品質等について過去（1年間程度）に問題があった物資
- (5) 初めて使用する物資
- (6) 行事食等、まれにしか使用しない物資

3 見本により審査・確認等する事項

- (1) 「学校給食用食品の規格・品質表」及び「物資選定会資料の規格等で指定した事項」等との整合性
- (2) 物資の品質（食品の味覚・食感・肉質・におい・色合い・アレルギー物資の有無）・量目（指定した物資量の確認）
- (3) 物資の内容物（内容量）・カットの仕方・サイズ
- (4) 容器包装類の状況等（容器の取り扱い易さ、食品の保存状態等）
- (5) 使用後のごみ発生軽減・抑制度合い
- (6) 入札参加希望業者数及び納入物資の見積価格

4 審査方法等

- (1) 物資選定会に委員長及び副委員長を設置して審査を行う。
- (2) 委員長及び副委員長は、物資選定会の委員の中から会長が指名する。
- (3) 見本提出物資は、学校給食献立作成委員及び学校給食用物資選定会委員の意見を聞いて事務局長が決定する。
- (4) 出席委員は、見本提出物資の審査結果を「選定物資評価表」に記載して、委員長に提出する。
- (5) 物資選定会の審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (6) 審査の結果、入札参加物資として不適当と判断された物資は、その理由を付して入札参加物資から除外する。（条件を付して入札参加させる食品もある。）

- (7) 物資選定会で入札参加物資から除外された物資（同一製造業者の同一物資に限る。）は、次回以降の物資選定会への見本提出の有無にかかわらず、学校給食用物資の入札には参加できないものとする。
- (8) 納入された物資が物資選定会で選定された物資に比べ品質等が劣ると広島市学校給食会が認めた場合は、当該納入された物資の同一製造業者の同一物資は、次回以降の物資選定会への見本提出の有無にかかわらず、学校給食用物資の入札には参加できないものとする。

附則

この要綱は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。